

IFRSと日本基準の主要な会計基準差異(外貨換算)

	日本基準	IFRS
外貨建取引の換算	円以外で取引価額が表示される取引と解される。	機能通貨(企業が事業を営む主たる経済環境における通貨)以外の取引
為替差額の処理	当期損益に計上。 その他有価証券の換算差額は、純資産の部にて認識(債券の場合P/L認識も可)。	当期損益に計上。 売却可能金融資産の換算差額は、株式の場合には資本の部にて認識し、債権又は債券の場合にはP/L認識。
在外事業活動体の分類	法的形態により、支店と子会社等に区分。	報告企業との関連性、機能通貨の選定により実質判断。
在外事業体への投資から生じたのれん	取引日レートで換算。 2010年4月1日以後実施される取引より決算日レートで每期換算。	在外事業体の資産として決算日レートで每期換算。